

議 事 録

会 議 名	平成27年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成27年11月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 分庁舎1階電算会議室		
出席委員	<p>会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己</p> <p style="text-align: right;">合計8名</p>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	<p>日程 第1 農地造成工事施工承認願いについて 日程 第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第3 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成27年第11回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人は、3番大久保委員と4番市川委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地造成工事施工承認願について、議案番号39号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号39号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり農業振興地域内の農用地で、長年耕作放棄地となっており、昨年度も草刈り依頼の通知を出していた農地です。施工業者は過去に何度か町内で農地造成を行っている業者です。現地については11月11日に担当地区農業委員と共に調査に行っております。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：11月11日事務局と現地調査してきました。農地パトロールで耕作放棄地として該当していた農地です。この農地については日当たりの悪い湿地ですので、長年水田としての利用はされていません。所有者は高齢で現在、介護施設に入所中ですので、サラリーマンの長男が管理しています。今回、長男夫婦は、このままでは周囲に迷惑をかけるしまうので、畑地にして小松菜やほうれん草を作付けするとのことです。 工事施行者は座間市の業者で、座間市内で施行中の宅地造成工事等に伴い発生する黒土や赤土を搬入し、来年の5月末日までの工期で農地造成工事を行うことになっています。 隣地には道路、水路、畑がありますが、盛り土は路面から50cm以内の高さで行い、道路や水路の境界は鋼板で土止めし、隣地の畑の境界は、50cm下がって30度の勾配で転圧するとのことです。また隣地の所有者からの同意書も提出されていることから、この承認願については問題ないと思われます。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号39号は原案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

	<p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号 39 号は原案のとおり許可証を交付することに決定します。</p> <p>次に、日程第 2、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告番号 78 号の 1 件、日程第 3 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について、報告番号 79 号から 83 号の 5 件、日程第 4 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について報告番号 84 号から 89 号の 6 件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号 78～89 号を朗読) (説明)</p> <p>いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：特にないようですので、以上をもって平成 27 年第 11 回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成 27 年第 11 回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 (3 番) 大久保 泰明 署名人 (4 番) 市川 澄雄

本議事録は、平成 27 年 12 月 24 日、承認・署名を得て確定しました。